

(3)月別入所延人員

	4	5	6	7	8	9	10	小計	11	12	1	2	3	小計	合計
要保護 女子等															
乳児															
幼児															

四

新

略

(4)施設(一時保護所)事業費算定内訳

経費の種類	支出済額	施設名													
		要保護女子等分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	計	
							6月未満	6月以上							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
食料費	4月														
光熱水費	5月														
燃料費	6月														
消耗品費	7月														
〇〇〇費	8月														
〇〇〇費	9月														
	10月														
	11月														
	12月														
	1月														
	2月														
	3月														
	計														

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

四

(4)施設(一時保護所)事業費算定内訳

経費の種類	支出済額	施設名													
		要保護女子等分	乳児分	幼児分	冬期加算	期末一時扶助費	妊婦加算		産婦加算	母子加算	被服加算	社会適応訓練費	同伴児童経費	人員取引並運営支援費	計
							6月未満	6月以上							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
食料費	4月														
光熱水費	5月														
燃料費	6月														
消耗品費	7月														
〇〇〇費	8月														
〇〇〇費	9月														
	10月														
	11月														
	12月														
	1月														
	2月														
	3月														
	計														

(注) 婦人保護施設分については、「かいた婦人の村」委託分を本算定方式に準じて明記すること。

新

内訳別紙

寒冷地手当基準額算定内訳

施設(一時保護所)

区分	本俸+特殊業務手当 +扶養手当(月額)	員数	単価	所要額	備考
(1)定額	世帯主 (扶養親族3人以上) 世帯主 (扶養親族1人又は2人) 準世帯主 (扶養親族なし) 非世帯主			円	級地
(2)加算額	世帯主 準世帯主 非世帯主				
合計				円	

(注) (2)加算額欄については、旧寒冷地に属する場合のみ記載すること。

四

新

昭

新

旧

略

2 婦人保護施設運営費支出状況調

支出状況調の様式は、前記「一時保護所費支出状況調等」に準じて作成すること。

なお、都道府県に婦人保護施設が2施設以上ある場合及び「かにた婦人の村」に措置委託を行っている場合には各施設ごとに作成するほか、次の様式による総括表を作成すること。

別表1

婦 人 保 護 施 設 運 営 費 総 括 表

分 施設名	支 出 済 額			交 付 基 準 算 定 額			備 考
	事務費	事業費	計	事務費	事業費	計	
〇〇施設	円	円	円	円	円	円	
かにた婦人の村							事務費等算出内訳 (1)事務費 月額 円 × 月 × 人 = 円 (2)民改費 (1) × 率 = 円
計							計 (1)+(2) 円

旧

新

略

新

旧

略

別表2

機械及び器具(1件当たり単価50万円以上)の購入実績

区分種目	取得する機械器具					備考
	品名	規格	数量	単価	用途	
				円		

新

旧

略

別表3 婦人相談所運営費

ア 所要額算出調査

区 分	対象経費の 支出予定額	左の算出内訳
1 婦人相談所活動費		
(1)旅費		
(2)役務費 (通信運搬費)		
2 外国人婦女子緊急 一時保護経費		
(1)旅費		
(2)役務費 (通信運搬費)		
(3)通訳雇上費		
(4)人身取引被害者の医療費		
3 広域措置費		
(1)旅費		
(2)需用費 (燃料費)		
(3)役務費 (通信運搬費)		
4 相談・一時保護同伴児童経費		基準額 <input type="text"/> 円 (日額 年間同伴児童人数) <input type="text"/> 180円 × <input type="text"/> 人
(1)備品購入費		
(2)需用費 (消耗品費)		
合 計		

新

旧

略

イ 事業実績

1 婦人相談所活動費(移送費)

要保護女子等(人数)	職員(人数)

2 外国人婦女子緊急一時保護経費

入国管理局への移送件数	通訳雇上件数
件	件

人身取引被害者の医療費対応人数

	人
--	---

3 広域措置費

広域措置実施件数	件
要保護女子等(人数)	人
付き添い職員(人数)	人

4 相談・一時保護同伴児童経費(購入備品)

--

様式1

一時保護委託費算定内訳(14日以内)

都道府県名

	基 準 額															合 計 (a)+(b)+(c)+ (d)+(e) 円
	暴力被害者分			同伴者単加分						同伴者単加分						
				同伴児童加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者			
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
4月	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

III

新

略

様式2

一時保護委託費算定内訳(14日超)

都道府県名

	基 準 額															合 計
	暴力被害者分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者			(a)+(b)+(c)+ (d)+(e)			
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)		実人員	延人員	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円	
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

四

新

略

新

旧

略

様式3

平成 年度一時保護委託実績

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式4

人身取引被害者の一時保護委託費算定内訳(14日以内)

都道府県名

	基 準 額															合 計
	人身取引被害者分			同伴者単独分						同伴者単独分						
				同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者			
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円	
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

四

新

監

様式5

人身取引被害者の一時保護委託費算定内訳(14日超)

都道府県名

	基 準 額															合 計
	人身取引被害者分						同伴者単独分						(a)+(b)+(c)+ (d)+(e)			
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)		実人員	延人員	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円		
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

四

新

略

新

旧

略

様式6

平成 年度一時保護委託実績

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

様式7

要保護女子の一時保護委託費算定内訳(14日以内)

都道府県名

	基 準 額															合 計
	要保護女子分						同伴者単独分									
	同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者						
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	円	
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

四

新

略

様式8

要保護女子の一時保護委託費算定内訳(14日超)

都道府県名

	基 準 額															合 計
	要保護女子分			同伴児加算分			同伴者加算分			児童			児童以外の者			
	実人員	延人員	延人員× 単価(a)	実人員	延人員	延人員× 単価(b)	実人員	延人員	延人員× 単価(c)	実人員	延人員	延人員× 単価(d)	実人員	延人員	延人員× 単価(e)	
	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	人	人	円	
4月																(a)+(b)+(c)+ (d)+(e)
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																

四

新

略

新

旧

略

様式9

平成 年度一時保護委託実績

都道府県名

1 平成 年度委託契約施設数

施設名	委託人員	委託延べ人員	平均委託日数

※委託人員及び委託延べ人員には、同伴する家族も含む。

新

様式10

心理療法担当職員(常勤職員)算定額算出内訳

人 件 費 管 理 費	(1) 給与	氏名	施設名 (地域手当)					住居手当	通勤手当	計	期末勤続手当加算	金額
			給 与									
			本 俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小 計					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
									(ア)		(ウ)	
									(イ)			
			(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
			小 計 (エ)×12月								(A)	
			(2) 期末勤続手当 ((ウ)+(エ))×4.15月									
			(5) 超過勤務手当									
			(6) 住居手当									
			(7) 通勤手当									
			(10) 年休代替要員費									
			(13) 社会保険料事業主負担金 (エ)×12月×0.17970									
			小 計								(B)	
			(18) 旅 費									
			(17) 庁 費									
			(19) 職員研修費									
			(21) 職員健康管理費									
			(24) 業務省力化等勤務条件改善費 直接処遇職員分 円									
			小 計								(C)	
			計 (A) + (B) + (C)								(D)	
			(D)								(E)	
			取扱定員×12月								(F)	
			心理療法担当職員加算限度額								(G)	
			(E)又は(F)の低い方の額								(G)	
			基準額 (G)×取扱定員×12月								(H)	

旧

様式10

心理療法担当職員(常勤職員)算定額算出内訳

人 件 費 管 理 費	(1) 給与	氏名	施設名 (地域手当)					住居手当	通勤手当	計	期末勤続手当加算	金額
			給 与									
			本 俸	特殊業務手当	扶養手当	地域手当	小 計					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
									(ア)		(ウ)	
									(イ)			
			(ア)又は(イ)の低い方の額								(エ)	
			小 計 (エ)×12月								(A)	
			(2) 期末勤続手当 ((ウ)+(エ))×4.15月									
			(5) 超過勤務手当									
			(6) 住居手当									
			(7) 通勤手当									
			(10) 年休代替要員費									
			(13) 社会保険料事業主負担金 (エ)×12月×0.17920									
			小 計								(B)	
			(18) 旅 費									
			(17) 庁 費									
			(19) 職員研修費									
			(21) 職員健康管理費									
			(24) 業務省力化等勤務条件改善費 直接処遇職員分 円									
			小 計								(C)	
			計 (A) + (B) + (C)								(D)	
			(D)								(E)	
			取扱定員×12月								(F)	
			心理療法担当職員加算限度額								(G)	
			(E)又は(F)の低い方の額								(G)	
			基準額 (G)×取扱定員×12月								(H)	

(案)

雇 児 福 発 第 号
平 成 年 月 日

各 都道府県 民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家 庭 福 祉 課 長

平成22年度婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について

標記については、平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号厚生労働事務次官通知「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(以下、「交付要綱」という。)をもって一部改正されたところであるが、今年度の主な内容及び取扱いは次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

第1 平成22年度における交付要綱の主な内容について

1 事務費関係

(1) 心理療法担当職員の配置

ア 婦人相談所一時保護所

1 施設当たり年額 1,794,361円 → 1,794,410円

[心理療法担当職員(非常勤職員週5日)に係る経費、訪問指導旅費等を算定]

イ 婦人保護施設

1 施設当たり年額

常勤職員配置 5,329,840円

常勤的非常勤職員配置 2,976,343円

非常勤職員配置 1,712,090円

常勤職員であることが望ましいが、常勤化が図られるまでの経過措置として、常勤的非常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により先の時間数等を満たす場合を含む)及び非常勤職員でも可とする。

(2) 同伴児童対応等指導員雇上費加算

別途定めるところにより、婦人保護施設においても必要に応じ、同伴児童の対応を行う指導員の配置をできることとした。

1 施設当たり年額 (1人配置の場合)	2, 257, 770円
(2人配置の場合)	4, 515, 510円

(3) 非常勤職員雇上費

(ア) 嘱託医	13, 570円	→	同	額
(イ) 年休代替要員費	118, 400円	→	同	額
(ウ) 非常勤調理員等	1, 596, 000円	→	同	額
(エ) 職員健康管理費	5, 690円	→	5, 740円	

(4) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)

1 施設当たり年額	25, 326円	→	同	額
〔第三者委員会の開催に係る経費 (旅費、会議費) を算定〕				

(5) 夜間警備体制の強化

1 施設当たり年額	1, 941, 800円	→	同	額
〔夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定〕				

(6) 降灰除去費

1 施設当たり年額	138, 700円	→	139, 330円	
-----------	-----------	---	-----------	--

2 事業費関係の改善

(1) 一般生活費

(ア) 要保護女子分 (入所者1人月額)	54, 600円	→	同	額
(イ) 同伴乳幼児分 (乳児1人月額)	37, 900円	→	同	額
(幼児1人月額)	42, 600円	→	同	額

(2) 冬期加算額

区分	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
婦人施設	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円

(3) 妊産婦加算

妊 婦		産 婦
6 月未満	6 月以上	
9,140円	13,810円	8,490円

(4) 母子加算

加 算 額	2人目の場合 の 加 算 額	3人以上1人増す ごとの加算額
19,380円	1,560円	770円

(5) 同伴児童経費

同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額180円を乗じた額

3 婦人相談所運営費負担金関係

相談・一時保護同伴児童経費

婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額180円を乗じた額

第2 国庫補助額の算定について

交付要綱の別紙「婦人保護費交付基準」（以下、「交付基準」という。）中、
〔1区分〕及び〔2種目〕別の国庫補助額の算定に当たっては、次によること。

1 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金

(1) 取扱定員

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の取扱定員は、別紙1「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員」によるものとする。

(2) 施設事務費算定基準による職員

施設事務費算定基準による職員とは、当該施設において常勤的勤務形態にある専任職員をいうものであり、その定員規模別配置基準は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」のとおりであること。

なお、指導員については、この限りでないこと。

(3) 職員数の充足等

別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」に示す職員数は、施設事務費基準限度額の基礎となる職員数であり、施設入所者の適切な処遇確保の見地からも、最低限必要と考えられる職員数であることから、これを充足すること。

また、直接処遇職員の職種別配置数の弾力的配置等については、昭和38年3月19日厚生省発社第35号厚生事務次官通知「婦人相談所設置要綱」及び平成14年3月27日厚生労働省令第49号「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」に示すところにより、円滑適正な実施について十分に配慮されたいこと。

(4) 手当の加算

施設事務費算定基準における特殊業務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当の加算は、都道府県条例等に基づき、それらの手当を実際に支給している職員についてのみ算定すること。

(5) 特殊業務手当の別に定める額

特殊業務手当の別に定める額については、以下の額とすること。

○主任指導員・指導員

1人月額9,200円に2,500円を加算した額

(6) 非常勤調理員等の賃金の算定

非常勤調理員等の賃金の算定に当たっては、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たしている場合は、年額1,596,000円（ただし、当該基準に該当しない場合においては、日額単価5,320円とし、年額の範囲内において算定して差し支えないこと。なお、この場合算出内訳を必ず記載すること。）を算入すること。

(7) 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費については、交付基準の〔1区分〕一時保護所保護費負担金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の1から7及び〔1区分〕婦人保護施設運営費補助金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の2（施設機能強化推進費）を合算した額に民間施設給与等改善費加算率を乗じて得た額とすること。

ただし、加算率については、別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができるものであること。

(8) 指導員加算の適用

施設事務費の算定に当たって、交付基準の表2「指導員1人当たり加算限度額」の適用は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たす施設であって、配置基準を超えて指導員を配置している施設について、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数の範囲内において適用すること。

(9) 中途入退所者の一般生活費の算定

月の途中で入退所した者に係る一般生活費の算定は交付基準に示すとおりであるが、事務簡素化のため1ヶ月を30日として日割計算して差し支えないこと。

なお、各月ごとに算定すること。

(10) 期末一時扶助の支出

期末一時扶助は、年末における需要時に充てられることを目的として支出すること。

(11) 母子加算の支給

母子加算は、養育しなければならない乳児又は幼児を同伴した者について、原則として現金をもって支給すること。

(12) 被服加算の算定

被服加算の算定において、一時保護所は各月収容人員に単価を乗じて算定し、婦人保護施設は各月初日現員に単価を乗じて算定すること。

(13) 社会適応訓練費の支出

社会適応訓練費（婦人相談所一時保護所を除く。）は、入所者に対して生花、和洋裁、料理等の生活、職業の訓練及び情操教育等の費用として支出すること。

2 婦人保護長期収容施設

(1) 事務費の支払方法

事務費の支払方法は、概算払（条例等により概算払により難しい場合は精算払。）とすること。

(2) 事業費の取扱

事業費については、前記（1）に準じて取り扱うこと。

(3) 民間施設給与等改善費の取扱

民間施設給与等改善費については、第2の1の（7）と同様とすること。

(4) 委託契約

委託契約は、原則として別紙3の委託契約準則によらねたいこと。

第3 施設職員の給与支給状況表の作成について

施設職員の待遇、特に適正な給与の支給は、労働力不足下における職員の完全確保を期するためにも極めて重要であるので、別紙4による施設職員の給与支給状況表を少なくとも年2回（4月及び10月）徴する等その事態を把握し、適正な給与改善について指導されたい。

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員

1 婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設

婦人相談所一時保護所及び都道府県又は市町村の設置する婦人保護施設の取扱定員は条例等で定めた定員とすること。

2 地方公共団体以外が設置主体である婦人保護施設

婦人保護施設のうち、設置主体が地方公共団体のものを除いては、次の表に掲げる定員とすること。

都道府県	施設名	取扱定員
		人
岩手県	桐の苑	20
千葉県	望みの門学園	30
東京都	救世軍婦人寮	40
〃	慈愛寮	40
〃	いずみ寮	40
〃	いこいの家	50
三重県	あかつき寮	30
兵庫県	神戸婦人寮	40
〃	姫路婦人寮	40
広島県	呉慈愛寮	30
福岡県	嘉穂婦人寮	50
鹿児島県	錦江寮	30
沖縄県	うるま婦人寮	40
—	かにた婦人の村	100

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職 種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 -	人 2	人 1	人 1	人 3 (1)	人 (1) (2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) ()書きは、非常勤職員の別掲である。

委 託 契 約 書 準 則

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の会（以下「乙」という。）とは、乙が設置する婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村（所在地千葉県館山市大賀594）」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

（委 託）

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護を必要とする者の収容保護を委託する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙に対して〇人を超えない範囲で委託できる。

3 第1項の規定により、甲が乙に送致した要保護女子の収容保護に関し委託する事項は次のとおりとする。

(1) 生活指導、保健衛生及び職業指導その他更生のため必要な指導に関すること。

(2) 入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

（経 費）

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付基準」の算定基準によって算出された事務費の額を各四半期ごとに乙に対して概算払（精算払）をするものとする。

第3条 甲は、収容費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付基準」の基準額によって算出された収容費の額を各月ごとに乙に対して概算払（精算払）するものとする。

第4条 甲は、その他収容保護に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して概算払するものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受けるときは、当該事業の開始前20日までに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、すみやかに乙に支払うものとする。

（報 告）

第7条 乙は、甲に対して各月の収容保護状況及び経理状況を翌月の末日までに報告するものとする。

第8条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調査)

第9条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精算)

第10条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第11条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第13条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意志表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲
乙

印
印

別紙 4

職員給与支給状況表 (月分)

氏名	専任 兼任 の別	職 種	性別	年齢	経験 年数	学歴	本 俸 (ア)	諸 手 当					合 計 (7)~(カ)	備 考
								本俸の調整額 (イ)	扶 養 手 当 (ウ)	超過勤務手当 (エ)	通 勤 手 当 (オ)	その他手当 (カ)		
								円	円	円	円	円		
				歳	年月		円	円	円	円	円	円		
計 (人)														

(記載要領)

- 「専任、兼任の別」欄は、勤務場所がもっぱら当該施設にあるものを専任とし、当該施設以外にも勤務場所を有しているものを兼任とすること。同一施設内において、二つの職種を兼務しているものについては、職務内容等によりどちらかを専任とすること。
- 「職種」欄は、別紙2の職種別職員配置基準表に掲げた職種を記入すること。
- 「年齢」欄は、給与の支給月を基準として歳月まで記入すること。
- 「経験年数」欄は、当該施設における勤務年数及びその他の社会福祉施設における勤務年数を合算した年数とし、年月まで記入すること。
- 「学歴」欄は、大学卒、短大卒、高校卒、中学卒のように記入すること。なお、保育士、看護師、社会福祉従事者等、資格免許等を有しているものについては、資格、免許等の名称、取得年月日を備考欄に記入すること。
- 「本俸の調整額」欄は、本俸の調整手当、特殊業務手当等本俸に準じたものとして支給されているものを記入すること。
- 給与の「合計」欄は、当該月の給与支給総額に一致するものであること。

